

携帯電話・I P 電話等からの119番通報に係る「位置情報通知システム」の運用を開始しました！



美幌・津別通信指令室

1 位置情報通知システムについて

近年、携帯電話やI P 電話等が普及し、携帯電話・I P 電話等からの119番通報の受信件数が、年々増加しています。このシステムは、携帯電話やI P 電話等からの119番通報時に、音声通話と同時に通報者の発信位置を、通報を受信する美幌消防署通信指令室の電子地図上に、表示させるシステムです。特に、携帯電話による屋外からの119番通報では、土地勘のない方からの場合でも、迅速に通報位置を特定できるため、消防隊や救急隊の現場到着時間の短縮につながる事が期待されます。

2 運用開始日時

平成21年12月15日から、運用開始しています。(津別町内からの119番通報は、美幌消防署通信指令室で受理しています)

3 通知される情報

携帯電話から通報した場合

119番通報を受信した基地局の住所や電波到達範囲等から算出された位置情報が通知されますが、GPS機能に対応する携帯電話については、より精度の高い位置情報が通知されます。ただし、携帯電話の機能や発信場所、その他の条件により、位置情報の誤差が大きくなる場合があります。

I P 電話等から通報した場合

通報している電話回線を契約している人の住所や氏名等が、位置情報として通知されます。

4 非通知設定をして119番通報した場合

携帯電話の発信番号の「184」を付加した場合、又はI P 電話で非通知設定をするなど発信者番号非通知の場合は、位置情報は通知されません。ただし、人の生命、身体に差し迫った危険がある場合など、美幌消防署通信指令室において、緊急に位置情報が必要と判断した場合は、非通知設定を付加された通報であっても、位置情報を取得することがあります。

5 119番通報時のお願い

携帯電話で119番通報した場合、その携帯電話の機種や電波の受信状態により、通知される位置情報に誤差が生じ、通報場所の正確な位置を特定できないことがありますので、119番通報は従来どおり口頭で住所や目標物等をお伝えください。

《なお、災害現場の通報は自治会名ではなく、住所での通報をお願いいたします。》

例1 自治会名 西町 津別町字西2条 番地 消防太郎

例2 自治会名 東町 津別町字東4条 番地 消防花子

6 問い合わせ先

位置情報通知システムについては、美幌消防署通信指令室(☎73-1211 FAX72-0664)にお問い合わせください。

なお、119番は緊急通報専用電話ですので、お問い合わせには使用しないでください。

お知らせ
information
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

地域振興グループ ☎ 76-2151
FAX 76-2976

確定申告の場所が変わります

先に回覧でもお知らせした通り、階段の昇り降りが辛い年齢の方々の申告も多くなつて来ていることから、今年の確定申告は役場税務担当の場所へ実施いたします。場所が狭い等のご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
役場税務担当 ☎ 76-2151

源泉徴収票のコピーは「自分でお願いします」

確定申告会場で源泉徴収票のコピーを要望される方がおりますが、他に収入等の証明をする場合は、確定申告書の本人控えに、税務担当の受付印を押印することで、源泉徴収票と同じ効力があることから、要望があつてもコピーはいたしませんので承くください。必要な方は、事前に自分でコピーをしてきてください。

問い合わせ先
役場税務担当 ☎ 76-2151

労働基準法が改正されます

平成22年4月1日から、労働基準法が改正されます。主な改正内容は、1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率が5割増以上に引き上げられる(猶予事業場あり)、年次有給休暇が時間単位で取得できるようになるなどです。

詳しくは、下記の北海道労働局HPをご覧ください。

www.hokkaido-labor.go.jp

平成22年度調停等受付相談会日程(美幌町)

裁判所では、金銭トラブルや土地・建物に関するトラブル、また、家庭問題や相続の問題など様々な相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

実施月日		
2月16日(火)	4月20日(火)	6月15日(火)
8月17日(火)	10月19日(火)	12月21日(火)
担当者は北見簡易裁判所裁判所書記官		

場所 美幌町字東3条北2丁目1番地
美幌町保健福祉総合センターしゃきつとプラザ(☎0152-73-1111 内線346)

時間 電話予約により指定された午後1時から午後3時までの時間
予約・問い合わせ先
北見簡易裁判所 ☎ 0157-24-8431(内線211)

(予約の場合は1週間前までにご連絡下さい)

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

燃料盗難事件発生！

12月中、美幌町内において、ホームタンクから、農機具用の軽油が盗まれる事件が発生しています。

侵入窃盗事件発生！

12月中、美幌町内の一般住宅や事務所において、空き巣や事務所荒らしが発生し現金等が盗まれています。

灯油盗難など冬型犯罪にご注意ください！

灯油盗難等冬型犯罪が増加するおそれがあります。屋外に灯油のホームタンクを設置している方、道路から見える場所にポリタンクを保管している方は、ホームタンクの蓋をカギ付のものへ換えたり、ポリタンクの取っ手にチェーンを掛けたりと盗難防止対策をお願いします。また、冬の季節は、路肩の雪が高くなり、建物の玄関や窓などの見通しが悪くなるため、侵入犯罪が増加しますのでお気をつけください。



道路に雪を捨てないで！
冬の交通安全に努めよう

住民活動グループ ☎ 76-2151

年明けとともに除雪や排雪に追われることが多くなってきました。雪をむやみに道路へ捨てる行為は、道路交通法で禁止されています。雪かきが大変なのは誰もが同じ。モラルと責任をもって、交通事故の防止に努めましょう。

最近、一時停止の必要な交差点で一時停止をせず、左右の確認すらおろそかに飛び出してくる車をよく見かけます。これは雪のない季節でも危険な行為ですが、特にこの季節は、更に視界不良や悪路などの条件が加わり、重大な事故を引き起こす原因の一つとなります。事故を起こしてしまつてから自らの油断や甘えを反省しても遅いのです。ドライバーは、このことを肝に銘じ、子どもたちやお孫さんたちに胸を張って言える安全運転を心がけてください。

